

群馬県食品安全基本計画 2020 - 2024



令和2年3月
群馬県

群馬県食品安全基本計画 2020 - 2024

「県民の誰もが安心できる 食生活の実現」を目指して

～知事からのメッセージ～



食品は、私たちが生命・健康を維持する上で欠かせないものであり、その安全を確保することは、安心して生活を営む上で極めて重要です。

県では、平成16年3月に制定した「群馬県食品安全基本条例」に基づき、「食品安全基本計画」を策定し、生産から消費に至るすべての過程を通じた食品の安全確保と県民の食品に対する信頼の向上を図る取組を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

一方で、腸管出血性大腸菌O157やノロウイルスなどによる広域食中毒、アレルギー表示の欠落による食品回収事案など、食品の安全や信頼を揺るがす事件が依然として全国各地で発生しており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が求められています。

また、輸入食品の増加による食のグローバル化、人口の高齢化や社会情勢の変化への対応のほか、国際標準の衛生管理手法である「HACCP」の制度化など、国と足並みを揃えて施策を講じていくことも必要です。

このような中、社会情勢の変化や法改正に伴う新たな課題に対応するため、「みんなで支える食の安全・安心」を基本理念とする令和2年度から令和6年度までの新たな食品安全基本計画を策定しました。

これからの5年間に本県が取り組むべき施策について「食品の安全・信頼の確保」、「自主的な取組の推進」、「安心の提供」、「危機管理対応の充実」の4つのテーマを掲げ、具体的な施策を展開してまいります。

「県民の誰もが安心できる食生活の実現」を目指し、食品に関わるすべての関係者がその役割を積極的に果たしていくことは、「県民の幸福度向上」に資するものと確信しておりますので、関係者の皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御審議をいただきました関係各位に深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

群馬県知事

山本 一太

群馬県食品安全基本計画2020-2024の概要

1 計画策定の基本的な考え方

計画策定の目的

生産から消費に至るすべての過程を通じた食品等の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民生活の安定及び向上に寄与する

計画の位置付け

- ・群馬県食品安全基本条例第16条第1項に基づく基本計画
- ・群馬県総合計画の食品衛生分野の最上位計画

計画期間

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)までの5年間

計画の推進体制

- ・群馬県食品安全会議を中心とした部局横断的な体制で推進
- ・群馬県食品安全審議会、群馬県食品安全県民会議等を通して、専門家や県民の意見を反映させながら施策を推進

2 食の安全・安心に関する現状と課題

食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生

- 腸管出血性大腸菌O157による広域食中毒の発生
- 大規模なノロウイルス食中毒の発生
- はちみつを原因とした乳児ボツリヌス症の発生
- アニサキスによる食中毒の多発 ■健康食品による健康被害の発生

県民意識調査結果

- 食品の安全性に関して約9割の県民が関心がある
- 県民の約3分の1が食品の安全性に不安を感じている
- 不安の高い項目…「輸入食品」「偽装表示」「放射性物質」「食品添加物」
- 県に重点的な取組を望む施策…「食中毒対策」「輸入食品の安全性確保」「農薬の適正使用・残留農薬基準の遵守」「食品検査体制の充実」
- 行政が食の安全に関する信頼を高めるために取り組むべきこと「事業者の監視指導・食品検査の強化」「事業者の食品表示適正化の支援」「危機管理体制の強化」「県民への積極的な情報提供」

法改正や社会情勢の変化

- HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化
- 広域事案に対応するために必要な連携体制
- 食品の表示に関する制度の改正
- 食品等のリコール情報の報告制度の創設
- 食料自給率と輸入食品の現状
- 食の外部化 ■観光客の更なる増加 ■食品ロス削減の動向
- 食に関する情報の氾濫 ■食物アレルギーの増加

食品安全基本計画(2016-2019)の達成状況

- 概ね順調に進捗(平成30年度時点)
- ・食品の安全確保・自主的な取組の推進・安心の提供等に向けた14施策のうち、6施策(42.9%)が「順調」、8施策(57.1%)が「概ね順調」
- ・成果目標6項目中、目標達成が4項目、未達成が2項目
- ・数値目標25項目のうち22項目(88%)が達成率95%以上

3 計画の基本理念・目標

計画の基本理念：みんなで支える食の安全・安心

計画の目標：県民の誰もが安心できる食生活の実現

4 施策の展開 ～4つのテーマ・7つの施策の方向・21の基本施策～

テーマⅠ：食品の安全・信頼の確保

生産から消費までの安全確保

- ― 生産者への衛生管理指導の実施
- ― 食品営業者等への監視指導の充実・強化【重点】
- ― 食品安全検査の充実・強化
- ― 輸入食品安全対策の推進
- ― 食物アレルギー対策の推進
- ― 人材の育成

食品表示の信頼確保

- ― 食品営業者等への監視指導の充実・強化【重点】
- ― 消費者への食品表示活用の啓発
- ― 人材の育成

テーマⅡ：自主的な取組の推進

生産者への支援・育成

- ― 農林水産物の安全確保の推進
- ― 生産段階における自主衛生管理の推進
- ― 農薬の適正使用の推進
- ― 人材の育成

食品営業者等への支援・育成

- ― 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進【重点】
- ― 食品表示の適正化の推進【重点】
- ― 人材の育成

消費者への支援

- ― 消費者の正しい知識習得への支援

テーマⅢ：安心の提供

リスクコミュニケーションの推進

- ― 食の安全に関する情報発信の充実
- ― 消費者・生産者・食品営業者・行政等の相互理解の促進

テーマⅣ：危機管理対応の充実

危機管理体制・対応の充実

- ― 危機管理体制の充実【重点】
- ― 食品営業者等の危機管理対応の充実

数値目標

監視指導・食品安全検査			
③	食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設の監視指導実施率	100%	↑
④	無承認無許可医薬品試買検査検体数	50検体/年	→
⑤	農産物安全検査結果の適正割合	100%	→
⑥	食品衛生監視指導計画に基づく食品安全検査の実施率	100%	→
⑦	食品安全検査センターの検査可能な項目数	550項目	↑
⑧	収去検査検体数に対する輸入食品検査検体数の割合	20%	↑
⑨	アレルギー検査検体数	80検体/年	→

県産農林水産物の安全確保			
① ⑬	講習会等での農薬適正使用指導回数	1,300回以上/年	→
②	出荷時の生乳検査における総細菌数10万/ml未満の酪農家割合	100%	↑
⑤	農産物安全検査結果の適正割合	100%	→
⑭	農協出荷者の生産履歴記帳率	96%以上	↑
⑮	農薬適正使用推進員認定者数(累計)	1,809人	↑
⑯	農薬管理指導士認定者数(累計)	4,164人	↑

自主衛生管理			
⑭	農協出荷者の生産履歴記帳率	96%以上	↑
⑮	農薬適正使用推進員認定者数(累計)	1,809人	↑
⑯	農薬管理指導士認定者数(累計)	4,164人	↑
⑰	食品衛生推進員委嘱数	131人	→

適正表示推進			
⑪ ⑱	食品の適正表示講習会開催数	7回以上/年	↑
⑲	食品の適正表示推進者育成講習会延べ受講者数(累計)	4,355人	↑

食品安全に関する理解促進			
⑩	食物アレルギーに対する理解度	80%以上	↑
⑫	消費者を対象とした食品表示セミナー開催数	3回以上/年	→
⑳ ㉑	食の安全に関する情報紙等の発行回数	12回以上/年	→
㉒	リスクコミュニケーション事業年間参加人数	3,000人以上/年	↑
㉓	食の安全理解促進事業開催数	4回/年	→

取組の成果

成果目標

①	食品安全検査における食品の規格基準等適合率	99.9%以上	↑
②	人口10万人あたりの食中毒患者数	16人以下	↓
③	事業者(生産者・食品営業者等)が行っている取組を信頼できると回答した県民の割合	70%以上	↑
④	「食中毒予防の三原則」を知っている県民の割合	70%以上	↑
⑤	食品の安全性について不安を感じている県民の割合	30%以下	↓
⑥	リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	80%以上	↑

※↑↓は基準年度(H30)との比較を表します。
※数字は本文26ページの「表1:数値目標一覧」に対応しています。

目次

第1章 新計画策定の基本的な考え方

1 新計画策定の趣旨	1
2 新計画の基本的事項	1
3 条例第3条に規定する基本理念	3
4 県・事業者（生産者・食品営業者等）・消費者の役割	4
5 SDGsの理念を反映させた計画	5

第2章 食の安全・安心に関する現状と課題

1 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生と社会情勢の変化	7
2 食品の安全等に関する県民意識	13
3 前計画の取組状況	17

第3章 新計画の目指すべき姿（目標）と施策展開

1 新計画の目指すべき姿（目標）	23
2 施策展開の方向	23
3 施策の体系と重点施策	24
4 数値目標	26

第4章 各施策における主な取組

テーマI 食品の安全・信頼の確保

1 生産から消費までの安全確保	
（1）生産者への衛生管理指導の実施	27
（2）食品営業者等への監視指導の充実・強化 重点	29
（3）食品安全検査の充実・強化	33
（4）輸入食品安全対策の推進	38
（5）食物アレルギー対策の推進	40
（6）人材の育成	42
2 食品表示の信頼確保	
（1）食品営業者等への監視指導の充実・強化 重点	44
（2）消費者への食品表示活用の啓発	46
（3）人材の育成	47

テーマⅡ 自主的な取組の推進

1 生産者への支援・育成

- (1) 農林水産物の安全確保の推進 48
- (2) 生産段階における自主衛生管理の推進 50
- (3) 農薬の適正使用の推進 51
- (4) 人材の育成 52

2 食品営業者等への支援・育成

- (1) 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進 **重点** 53
- (2) 食品表示の適正化の推進 **重点** 55
- (3) 人材の育成 57

3 消費者への支援

- (1) 消費者の正しい知識習得への支援 59

テーマⅢ 安心の提供

1 リスクコミュニケーションの推進

- (1) 食の安全に関する情報発信の充実 62
- (2) 消費者・生産者・食品営業者・行政等の相互理解の促進 64

テーマⅣ 危機管理対応の充実

1 危機管理体制・対応の充実

- (1) 危機管理体制の充実 **重点** 66
- (2) 食品営業者等の危機管理対応の充実 68

資料編

- 1 「群馬県食品安全基本計画2020-2024」策定の経過 69
- 2 施策展開体系 70
- 3 群馬県食品安全基本条例 72
- 4 群馬県食品安全審議会規則 77
- 5 群馬県食品安全会議設置運営要綱 78
- 6 群馬県食品安全県民会議設置運営要綱 80
- 7 食品の安全等に関する県民意識調査結果（要約版） 81
- 8 用語解説（五十音順） 97

新計画策定の基本的な考え方

1 新計画策定の趣旨

県では、食品安全行政は県政の最も基本的な行政課題の一つであるとの認識から、その法的な枠組みと食品の安全確保に関する施策推進の基本理念等を定めた「群馬県食品安全基本条例（以下「条例」という。）」を、平成16年3月に制定しました。

条例に基づき策定した第1次計画である「群馬県食品安全基本計画2005-2007」に始まり、「群馬県食品安全基本計画2008-2010」、「群馬県食品安全基本計画2011-2015」を経て、「群馬県食品安全基本計画2016-2019（以下「前計画」という。）」に至るまで、食品の安全確保を図るとともに、県民の食品に対する信頼性向上のための施策に、総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方で、食中毒の発生や食品の不適正表示など食品の安全・安心を揺るがす事件等が依然として跡を絶たない状況です。また、食のグローバル化、中食（調理食品）・外食産業の需要の増加、健康志向の高まりなどの意識の変化のほか、近年では食品衛生法、食品表示法等の法律の改正など食を取り巻く状況が大きく変化しています。

平成30年度に実施した「食品の安全等に関する県民意識調査」では、食品の安全性について関心のある人の割合は9割（94.2%）を超え、関心が高いことがわかりました。

また、食品の安全性への不安を感じる県民の割合は少しずつ減少していますが、およそ3分の1の人（34.2%）が不安を感じています。

このような食品を取り巻く状況の変化や県民意識調査の結果のほか、前計画の取組で得た成果をふまえ、引き続き食品の安全確保と安心の提供に向け令和2年度から取り組む「群馬県食品安全基本計画2020-2024（以下「新計画」という。）」を策定します。

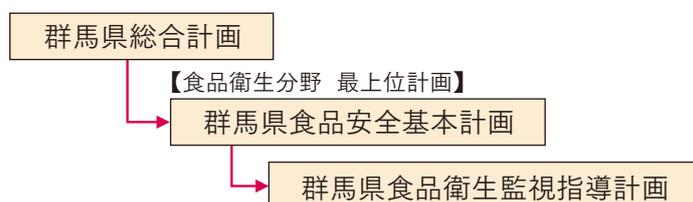
2 新計画の基本的事項

(1) 計画の目的

生産から消費に至るすべての過程を通じた食品等の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民生活の安定及び向上に寄与することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

新計画は、条例第16条第1項の規定に基づいて策定します。また、群馬県行政に係る計画のうち、「食品衛生分野」における最上位計画に位置付けられています。



(図1) 計画の位置付け

(3) 計画期間

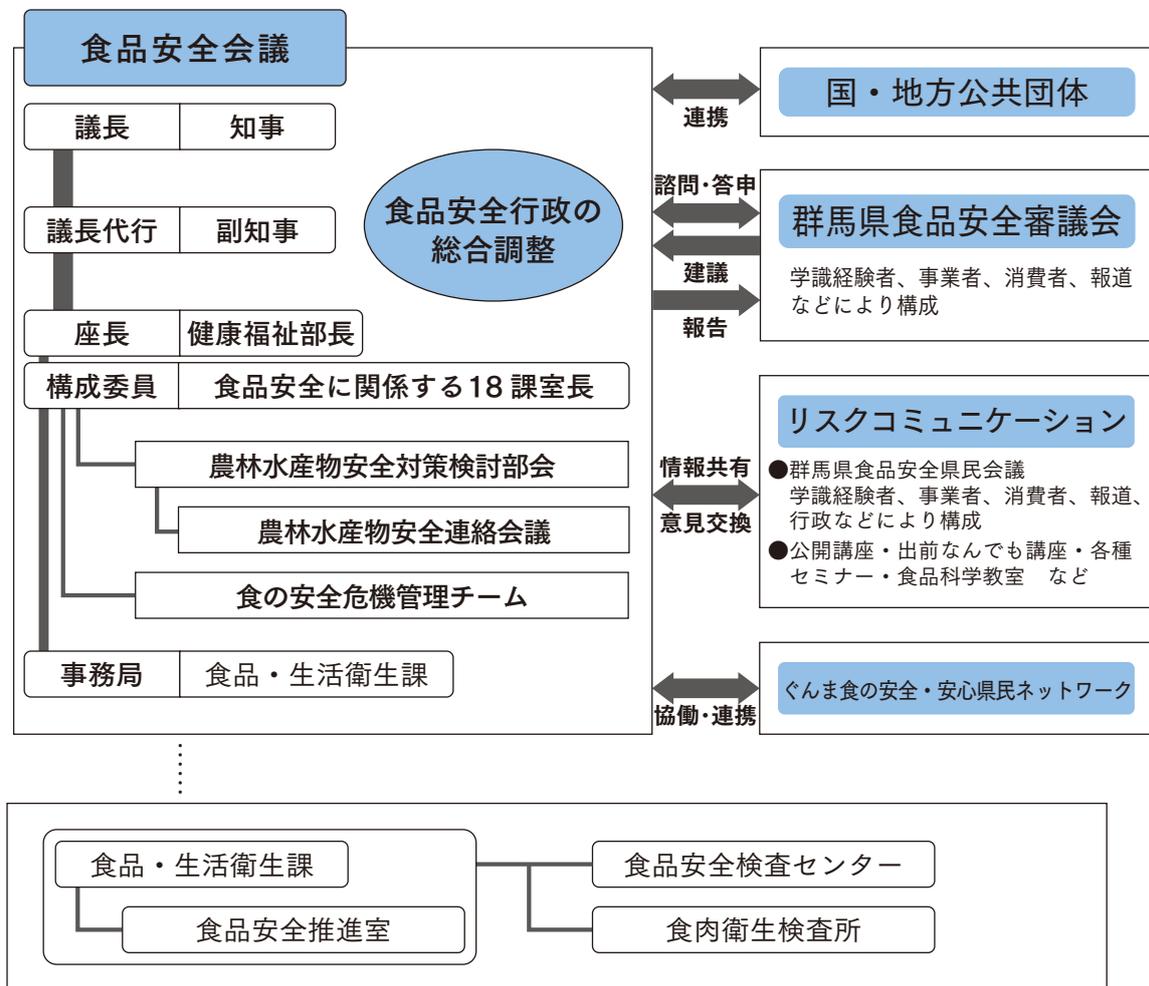
計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

(4) 計画の推進体制

図2のとおり群馬県食品安全会議を中心とした県庁内の部局横断的な体制で推進していきます。

また、条例18条の規定に基づき設置する群馬県食品安全審議会の構成員である学識経験者や事業者などから食品安全に関する意見を求めていきます。

更に、消費者、事業者などで構成される群馬県食品安全県民会議などを通じて、県民の意見を反映しながら、施策を推進していきます。



(図2) 群馬県食品安全行政の推進体制

(5) 計画の進行管理

計画の進捗状況をわかりやすく把握できるよう数値目標を設定し、年度ごとに各施策についての評価を行います。

事業評価の結果は、群馬県食品安全審議会、群馬県食品安全県民会議に報告し、施策の推進方法についての意見を求めるほか、県ホームページ等で公表します。

(6) 他計画との連携・調和

食品安全行政は、保健衛生、健康増進、農林水産等に関わる各行政分野と密接な関係があることから「群馬県農業農村振興計画」、「群馬県食育推進計画(ぐんま食育こころプラン)」等の関連計画と連携・調和を図りながら、新計画を推進していきます。

また、新計画を達成するため、分野ごとの年度計画として「群馬県食品衛生監視指導計画」や「食品検査計画」等を策定します。

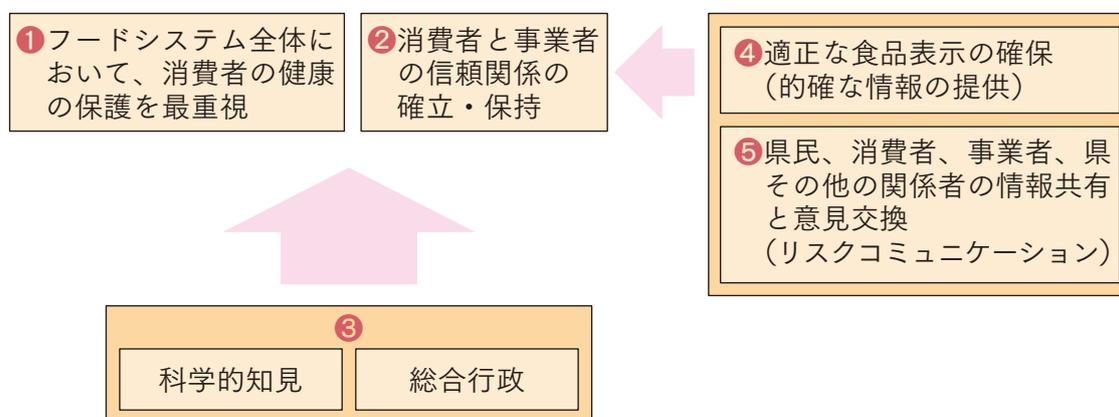
なお、社会情勢の変化、制度改正及び群馬県総合計画をはじめとする他計画との調和を図るため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

3 条例第3条に規定する基本理念

(1) 食品等の安全性の確保に関する施策

- ①「食品等の供給及び食品の消費のすべての過程を通じて消費者の健康を保護することを最重視」し、
- ②「消費者と事業者(生産者及び食品営業者等※)との信頼関係の確立と保持に資する」ことを旨とし、
- ③「科学的知見と総合行政の視点に立って行わなければならない」としています。

※「食品営業者等」には、食品営業者のほか、学校や病院その他の施設において継続的に不特定もしくは多数の人に食品を提供する人もしくは法人を含みます。



(図3) 条例の基本理念(条例第3条)

(2) 消費者と事業者との信頼関係

- ④「適正な食品表示が確保される」とともに
- ⑤「県民、消費者、事業者、県その他の関係者が相互に情報及び意見を交換することによって、確立され、保持されなければならない」とし、関係者が相互に情報や意見を交換する「リスクコミュニケーション」が行われることが極めて重要であるとしています。



4 県・事業者（生産者・食品業者等）・消費者の役割

(1) 県の役割

県は、条例の基本理念にのっとり、食品等の安全性の確保のために必要な施策を総合的に策定し、実施する責務があります。（条例第4条関係）

このため、生産から消費までの段階において、食品の安全確保や食品表示の信頼確保のため、食品安全検査や食品業者等への監視指導を行うとともに、事業者、消費者それぞれが自主的に行う食品の安全確保のための取組を支援します。

また、リスクコミュニケーション等による関係者間の相互理解と信頼関係の確立が図られるように努めます。

(2) 事業者の役割

事業者は、条例の基本理念にのっとり、その供給する食品等の安全性の確保について第一義的な責任を有していることを認識し、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止、正確かつ適切な情報の提供等必要な措置を講ずるとともに、食品等の安全性の確保に関する県の施策に協力するよう努めるものとされています。（条例第5条関係）

このため、生産・加工・流通の各段階において、法令を遵守し食品の安全性確保に必要な措置を確実に実施するとともに、適正な食品表示、消費者への適切な情報提供及び安全な食品の供給に努める必要があります。

(3) 消費者の役割

県民は、自らすすんで、食品等の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、合理的な消費行動に努めることによって、消費者の消費生活の安定及び向上に寄与するよう努めるものとされています。(条例第6条関係)

このため、県や事業者等が主催又は協働で行う、食の安全・安心に関する講演会、セミナー等に積極的に参加し、必要な情報を収集するなど、主体的に行動する必要があります。また、県の施策に協力するとともに、施策の申出(条例第17条関係)やパブリックコメント等により、積極的に意見や要望を表明することが期待されます。

5 SDGsの理念を反映させた計画

(1) SDGsの理念

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と※包摂性(ほうせつせい)のある社会を実現するための2016年から2030年までの国際目標のことをいいます。17の目標(ゴール)と169のターゲットが設定されており、発展途上国のみならず、先進国を含むすべての国が取り組むべきものとされています。

※包摂性：一定の範囲の中に包み込むこと

(2) ぐんまSDGsイニシアティブとの連携

群馬県では、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、市町村、企業、大学、NPO、県民等と一体となってSDGsを推進するため、「ぐんまSDGsイニシアティブ」を発信していくこととし、群馬県総合計画では、SDGsの理念を反映させるとともに、SDGsの17のゴールに各部局の主な事業を位置付けることとしています。

このことから、分野別計画の新計画については、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」及びゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」に関連する事業として位置付け、施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



食の安全・安心に関する現状と課題

1 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生と社会情勢の変化

前計画を策定した平成27年度以降に発生した主な事件・事故や社会情勢の変化は、以下のとおりです。

広域的及び重篤な健康被害をもたらす食中毒などの発生、食品に関する法律等の改正のほか、様々な情勢の変化をふまえて、今後の動向を注視しながら、適切に対応していく必要があります。

(1) 事件・事故の発生と制度等の変化

① 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生

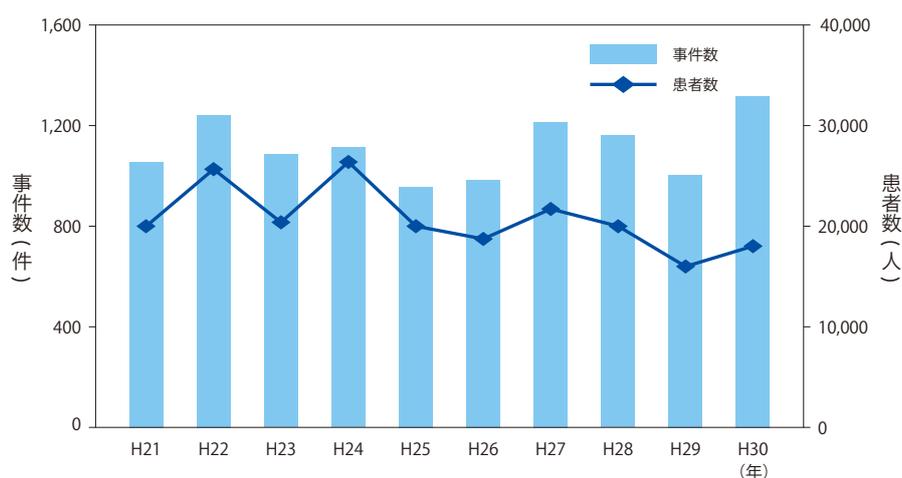
平成28年度には、冷凍メンチカツを原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒、平成29年度は、きざみのりを原因とした大規模なノロウイルス食中毒、持ち帰りそうざい等を原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒など広域的、重篤な健康被害が発生しました。

また、はちみつを原因とした乳児ボツリヌス症や健康食品による健康被害など、食の安全・安心を揺るがす事件・事故が発生しています。

更に、刺身や寿司などの海産魚介類の生食を嗜好する食習慣と強く関連しているアニサキスによる食中毒が多発しています。

食中毒対策については、規格基準や衛生規範等の設定などによる対策が講じられてきました。食中毒発生件数全体では近年下げ止まりの傾向が見られていましたが、平成30年度はアニサキス食中毒の増加の影響で、事件数については増加に転じました。

これまでの対策の周知・徹底に加え、食品の安全確保のための更なる対策が必要です。



(図1) 全国で発生した過去10年間の食中毒

②食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化

HACCPによる衛生管理は、先進国を中心に義務化が進められており、輸出する食品にも要件とされています。

HACCPに取り組むことで国内に流通する食品全体の安全性の向上につなげるため、平成30年6月に食品衛生法が改正され、原則としてすべての食品営業者等にHACCPに沿った衛生管理が求められることになりました。

食品営業者等のHACCP導入を支援し、より安全性の高い食品を供給していく必要があります。

③広域事案に対応するために必要な連携体制

平成29年度に発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒を受け、広域的な食中毒又はその拡大及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するために必要な対策等を協議するため、国の地方厚生局の管轄ごとに国による広域連携協議会が設置されました。

これにより、関係機関との連絡及び連携体制が整備され、食の安全に関わる事件・事故に迅速かつ適切な対応が図られています。

④食品表示に関する制度の改正

平成27年4月に食品表示法が施行されましたが、加工食品については、この法律に基づく食品表示基準による表示への切替について、5年間（令和2年3月末まで）の経過措置期間が設けられました。

また、平成29年9月に食品表示基準の一部が改正され、原則としてすべての加工食品に原料原産地表示が義務付けられたほか（経過措置期間令和4年3月末まで）、遺伝子組換え食品の表示方法の改正など制度の変更が続いており、制度の正しい理解を進め、適切に表示をするための取組を積極的に推進する必要があります。

⑤食品等のリコール情報の報告制度の創設

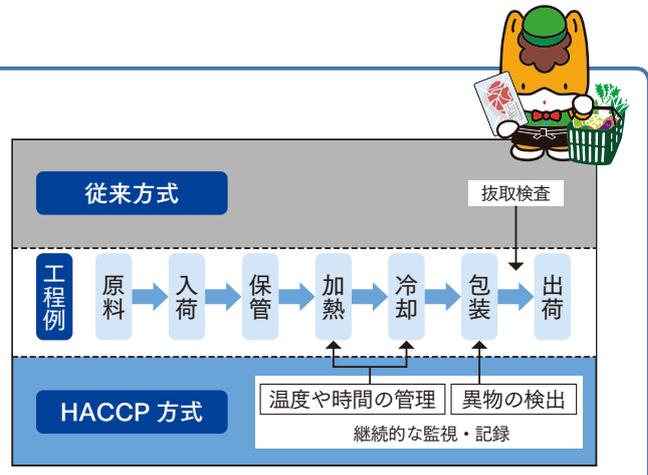
平成30年6月の食品衛生法の改正、平成30年12月の食品表示法の改正により、食品営業者等による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品等による健康被害の発生を防止するため、食品営業者等が食品リコール（自主回収）を行う場合の行政への届出が令和3年6月までに義務化されます。

参考資料

<HACCP（ハサップ）について>

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略語で、「危害分析重要管理点」のこと。食品の製造・加工のあらゆる工程で微生物汚染や異物混入等の危害について、あらかじめ調査・分析し、この分析結果に基づいて、特に重要な管理を行う必要がある工程を重要管理点と定め、これが遵守されているかどうかを継続的に確認することにより、安全性を確保する衛生管理手法です。

従来の最終製品の抜取検査で安全性を確認する手法に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防ぐことができるとされています。



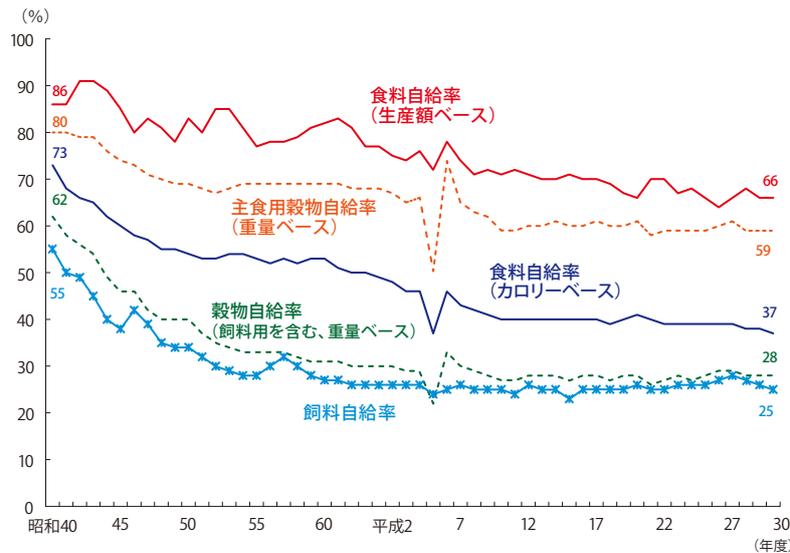
(2) その他の食を取り巻く要因

① 食料自給率と輸入食品の現状

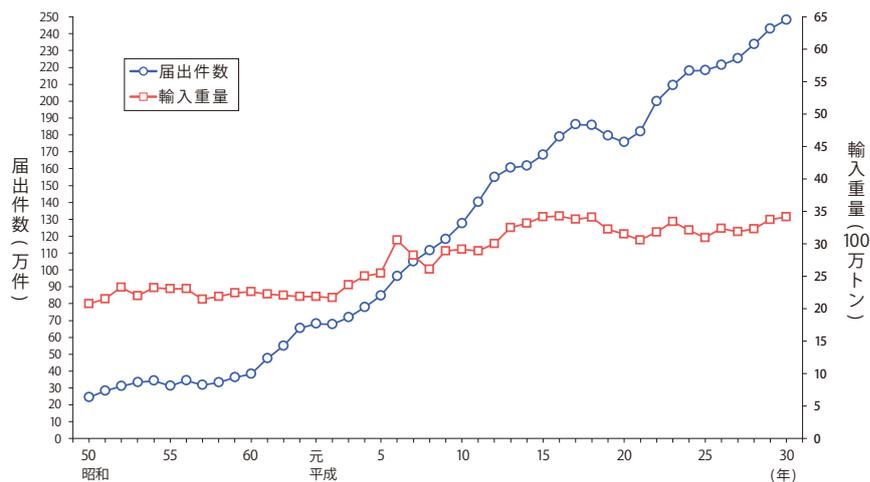
食料自給率は米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大するなど食生活の変化により長期的には低下傾向が続いてきましたが、近年は概ね横ばい傾向で推移しています。

また、輸入食品については、届出件数は概ね増加傾向にあります。輸入重量については、近年は横ばいとなっており、少量多品目の輸入が増加していることがわかります。

海外からの輸入食品に依存している現状やTPP11、日欧EPA、日米貿易協定など輸入食品に関わる動向を注視していくことが必要です。



(図2) 食料自給率の推移 (農林水産省HPより引用)



(図3) 年別輸入・届出数量の推移

(厚生労働省「平成30年度輸入食品監視統計」より引用)

注1 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

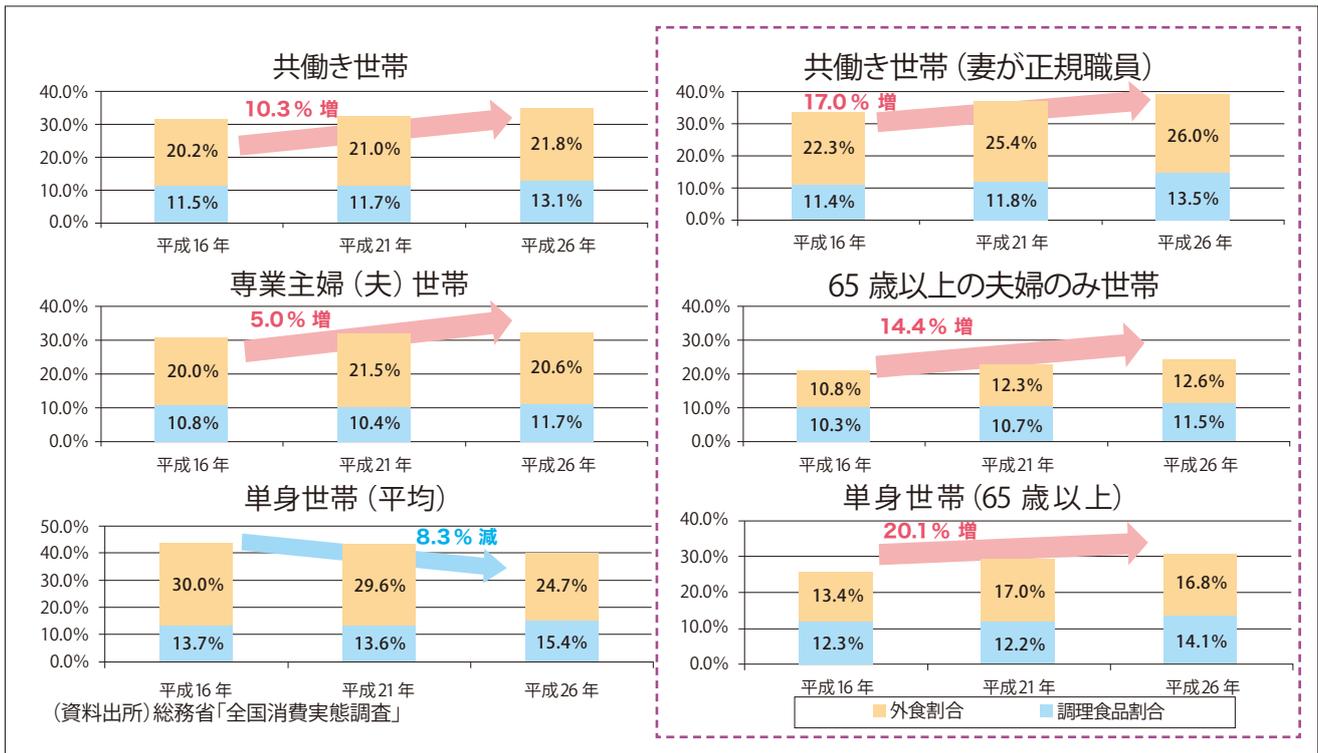
②食の外部化

国民のライフスタイルや価値観などが多様化する中で、食生活も大きく変わってきており、外食や中食（調理食品）が増加するなど食の外部化や簡便化が進んでいます。

人口の高齢化に加え、世帯構造では、単身世帯、夫婦のみ世帯が増加している中で、食料に関する総支出額に占める中食（調理食品）、外食が増加傾向にあり、特に単身世帯ではその割合が高く、共働き世帯と65歳以上の高齢者世帯でも増加率が高くなっています。

夕食時における外食・弁当・給食サービスの利用状況では、高齢になるほど利用が多い傾向にあり、世帯類型別では単身世帯で利用が多くなっています。

食品の調理の場所が家庭から店舗や製造工場などに移行し、製造と消費の距離が拡大することとなり、更なる製造、流通段階における衛生管理を進める必要があります。



（図4）調理食品、外食等への支出割合の状況

（平成29年9月20日開催 第2回食品衛生法改正懇談会資料（厚生労働省）より引用）

③観光客の更なる増加

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際イベントや観光キャンペーン等を契機とし、本県の温泉や世界遺産など豊富な観光資源を背景に国内外観光客の更なる増加が見込まれることから、より一層の衛生管理の徹底が求められます。

④ 食品ロス削減の動向

最近では、まだ食べられるのに廃棄される食品への関心が高まっています。

食品ロスの削減に向けて、フードバンク活動などをはじめとした行政、事業者、消費者それぞれの取組がより一層進んでいくと考えられますが、同時に食品の期限表示や食中毒のリスクなど衛生管理についての正しい理解を進める必要があります。

⑤ 食に関する情報の氾濫

インターネットの普及、SNSの発達など、手軽に多くの情報を入手し、発信することが可能となりましたが、中には信頼性に乏しい情報もあるのが現状です。

県民の食品に対する適切な判断のため、食品の安全に関する正しい情報を提供すると同時に、県民が積極的に食品の安全に関する正しい知識を身につける機会を提供していくことが必要です。

⑥ 食物アレルギーの増加

食物アレルギーは、食品中のアレルゲンを摂取することでアレルギー症状が起こり、場合によってはアナフィラキシーショックにより、命に関わることもある疾患です。

近年、食物アレルギーのある人が増加傾向にあり、平成24年には、小学校の学校給食でアナフィラキシーショックとみられる症状で死亡する事故が発生しました。このような状況から、平成26年6月にアレルギー疾患対策基本法が制定されるなど、社会的関心が高まっています。

食品営業者等における食品の適正表示など食物アレルギー対策のほか、食物アレルギーのある人以外の消費者に対しても、食物アレルギーに関する正しい知識を啓発していくことで、社会全体で食物アレルギーに対する理解を深めることが必要です。

参考資料

(表1) 食の安全に関する主なできごと



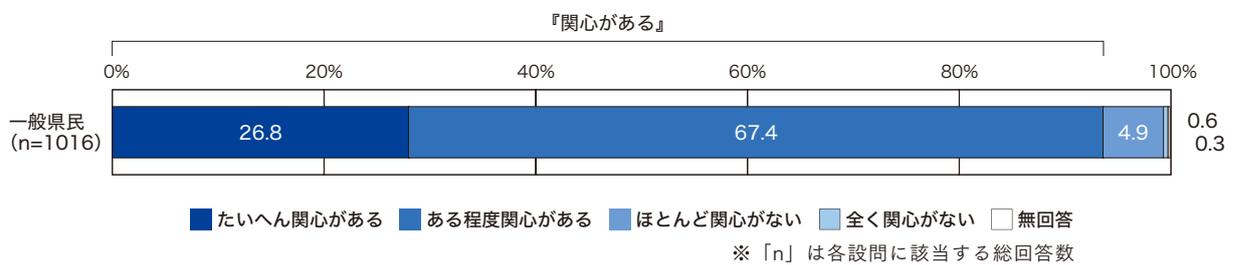
年 月	内 容
平成 13 年	9月 国内でBSE発生
	11月 韓国産カキが原因の赤痢菌患者の発生
	12月 中国産冷凍野菜の残留農薬基準超過
平成 14 年	2月 大手食品メーカーによる牛肉偽装事件
	4月 アレルゲン表示の義務化
	4月 群馬県食品安全会議設置
	10月 群馬県農薬適正使用条例施行
平成 15 年	4月 群馬県食品安全検査センター設置
	7月 食品安全基本法施行、食品安全委員会発足
平成 16 年	4月 群馬県食品安全基本条例施行
平成 17 年	4月 群馬県食品安全基本計画（2005-2007）スタート
平成 18 年	5月 残留農薬のポジティブリスト制導入
平成 19 年	1月 洋菓子工場での期限切れ原材料使用問題
	6月 食肉の偽装販売事件
平成 20 年	1月 中国産冷凍餃子の農薬混入事件
	4月 群馬県食品安全基本計画（2008-2010）スタート
	9月 非食用米穀の不正流通、輸入加工食品へのメラミン混入事件
平成 21 年	9月 消費者庁発足
	9月 成型肉ステーキによる腸管出血性大腸菌O157食中毒発生
平成 22 年	10月 ヒラメの寄生虫（クドア）による食中毒発生
平成 23 年	3月 福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散
	4月 群馬県食品安全基本計画（2011-2015）スタート
	4月 焼肉チェーン店において牛肉の生食による腸管出血性大腸菌O111食中毒発生
	10月 生食用牛肉の規格基準策定
平成 24 年	4月 食品中の放射性物質の新基準設定
	7月 牛肝臓の生食禁止
	8月 白菜浅漬けによる腸管出血性大腸菌O157食中毒発生
	12月 患者数100人を超えるノロウイルスによる食中毒が複数発生
12月 学校給食による食物アレルギー死亡事故	
平成 25 年	7月 BSE検査の見直し（対象月齢48か月超に引上げ）
	10月 飲食店メニューへの不適正表示発覚
	12月 国内で製造された冷凍食品への農薬混入事件
平成 26 年	1月 給食用パンによるノロウイルス食中毒発生
	7月 中国産期限切れ鶏肉混入事件、輸入冷凍しゃも異物混入事件
	7月 冷やしきゅうりによる腸管出血性大腸菌O157食中毒発生
	12月 食品への異物混入が相次ぐ
平成 27 年	4月 食品表示法施行
	6月 豚肉の生食禁止
平成 28 年	1月 廃棄用食品の不正転売事件
	4月 群馬県食品安全基本計画（2016-2019）スタート
	8月 きゅうりのゆかり和えによる腸管出血性大腸菌O157食中毒発生
	9月 旧制度に基づく生鮮食品の表示基準の経過措置期間終了
	10月 冷凍メンチカツ（そうざい半製品）を原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒発生
平成 29 年	2月 きざみのりを原因とした大規模なノロウイルス食中毒発生
	3月 はちみつを原因とした乳児ポツリヌス症で死亡事案
	4月 BSE対策の見直しに伴いBSE検査廃止
	7月 プエラリア・ミリフィカを含む健康食品による健康被害の発生
	8月 持ち帰りそうざい等を原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒発生
9月 食品表示基準の改正による加工食品の原料原産地表示義務化	
平成 30 年	6月 改正食品衛生法公布（HACCPの制度化、営業許可制度の見直しなど）
	12月 改正食品表示法公布（食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収の届出の義務化）
平成 31 年	4月 食品表示基準の改正の公布（遺伝子組換え食品に関する表示ルールの変更）
令和 2 年	3月 旧制度に基づく加工食品・添加物の表示基準の経過措置期間終了

2 食品の安全等に関する県民意識

県では、食品の安全等に関する県民の意識を把握するため、平成30年8～9月に「食品の安全等に関する県民意識調査」を実施しました。（対象数：①一般県民2,000人、②第一次・第二次・第三次産業事業者 各250事業者 計750事業者 回答数：1,361、回収率49.5%）
 主な結果は以下のとおりです。

（1）食品の安全性への関心（一般県民）

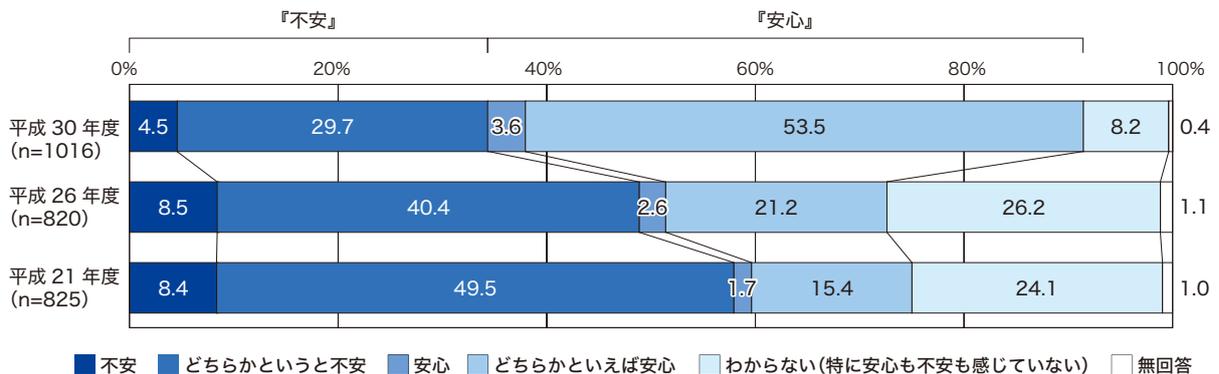
食品の安全性について、「たいへん関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた「関心がある」人の割合は94.2%となっており、県民の食品の安全性への関心が高いことがわかる結果となりました。



（図5） 食品の安全性への関心（一般県民：1つ選択）

（2）最近の食品の安全性への安心と不安（一般県民）

食品の安全性について、県民の34.2%が「不安」又は「どちらかといえば不安」と回答しています。平成21年度の調査結果では57.9%、平成26年度では48.9%であった食品の安全性に対して何らかの不安を感じている人の割合は減少傾向にあります。およそ3分の1の方が不安を感じています。



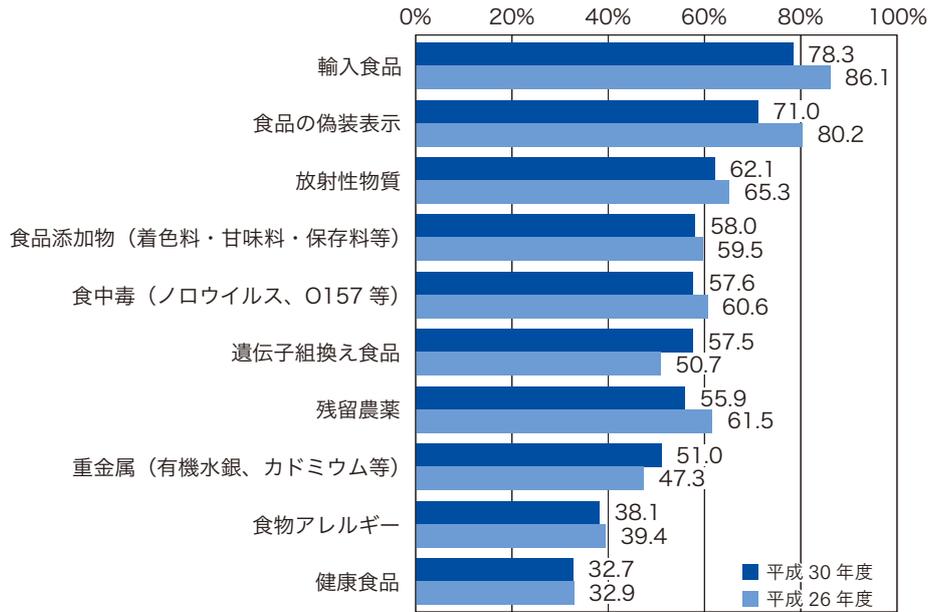
（図6） 最近の食品の安全性への安心と不安（一般県民：1つ選択）

(3) 項目別に見た食品の安全性への不安(一般県民)

県民が不安を感じている項目をみると、最も高いのは「輸入食品」(78.3%)、次いで「食品の偽装表示」(71.0%)、「放射性物質」(62.1%) が上位を占めています。

前回と比較すると、ほとんどの項目で『不安』とした割合は減少しています。

また、不安を感じる理由についてみると、「食中毒」は「食の安全に関する事件・事故が発生しているから」とした人の割合が50.3%で最も高く、「残留農薬」(32.7%)、「食品の偽装表示」(30.3%)、「輸入食品」(29.6%) の3項目は、「生産者や事業者の法令遵守や衛生管理が不安だから」が最も高くなっています。



※nは無回答を除く

※「不安」と「どちらかといえば不安」を合わせた『不安』。平成30年度調査における高い順に表示

(図7) 項目別に見た食品の安全性への不安の状況(一般県民:それぞれ1つ選択)

(表2) 項目別に見た「食品の安全性への不安」の理由(一般県民:2つまで選択)

項目	「不安」と「どちらかといえば不安」を合わせた『不安』	n	法律、条例などの規制が不十分だから	行政の監視指導や食品検査が不十分だから	生産者や事業者の法令遵守や衛生管理が不安だから	食の安全に関する事件・事故が発生しているから	情報の提供が不十分だから	食品の安全性に関する科学的根拠に不安があるから	食品の安全性に関する自分の知識が不足しているから	食品の安全性に関する他の	無回答
輸入食品	78.3	784	14.9	20.2	29.6	18.4	17.0	5.5	13.6	2.0	21.9
食品の偽装表示	71.0	706	13.2	27.5	30.3	27.1	8.2	3.7	6.8	0.8	22.4
放射性物質	62.1	619	11.8	18.3	8.4	5.8	20.2	21.8	19.5	3.2	25.4
食品添加物(着色料・甘味料・保存料等)	58.0	577	11.6	11.3	14.9	5.7	19.2	24.8	24.4	2.1	23.9
食中毒(ノロウイルス、O157等)	57.5	575	2.4	11.1	34.3	50.3	9.2	2.4	13.4	3.5	19.5
遺伝子組換え食品	57.5	573	11.3	10.1	11.5	3.8	19.7	28.3	26.9	1.0	23.9
残留農薬	55.9	556	11.2	16.2	32.7	7.9	16.9	9.9	16.0	1.8	23.9
重金属(有機水銀、カドミウム等)	51.0	508	9.3	16.3	12.6	10.0	17.9	15.9	26.8	1.8	25.2
食物アレルギー	38.0	379	3.4	5.5	7.7	17.2	20.1	8.7	32.2	4.5	30.1
健康食品	32.7	322	10.6	16.5	12.1	10.9	16.8	27.3	18.3	1.2	26.4

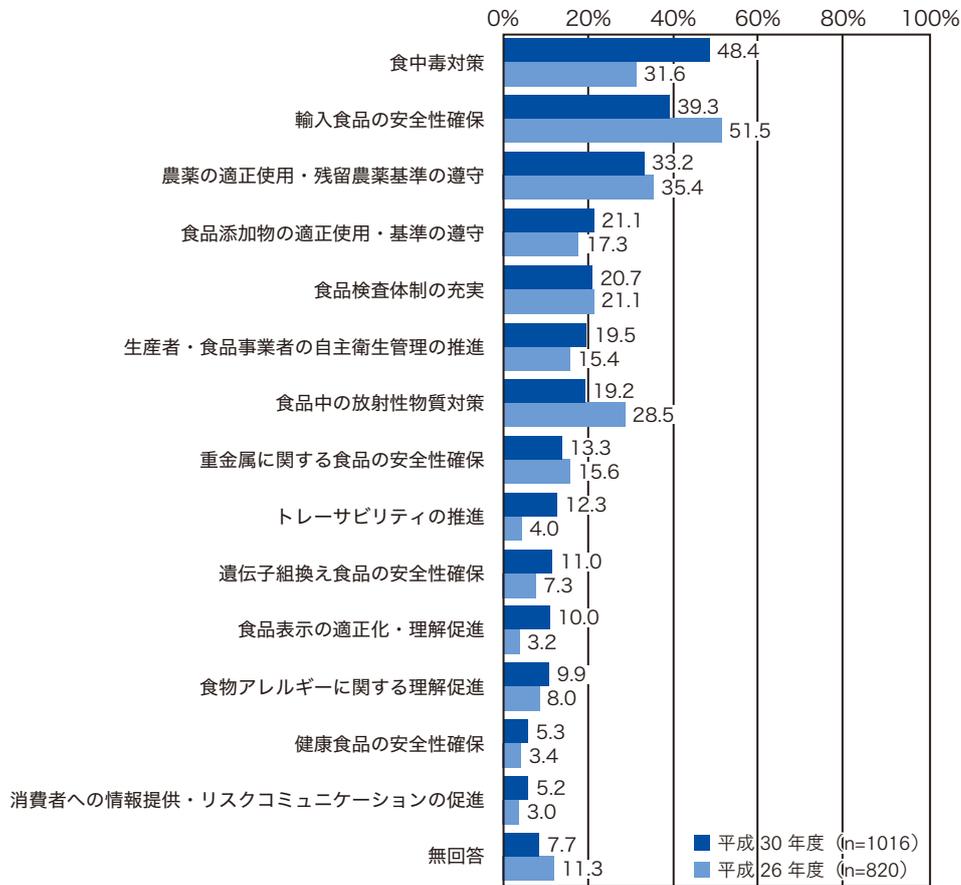
※単位: %

※各項目における最も高い値を濃色、次いで高い値(20%以上)を淡色網掛け表示

※「不安」と「どちらかといえば不安」を合わせた『不安』の高い順に表示

(4) 県民が県に対して特に重点的な取組を望む施策（一般県民）

県民が県に対して特に重点的な取組を望む施策は、「食中毒対策」が48.4%で最も高く、次いで「輸入食品の安全性確保」が39.3%、「農薬の適正使用・残留農薬基準の遵守」が33.2%と上位を占めています。

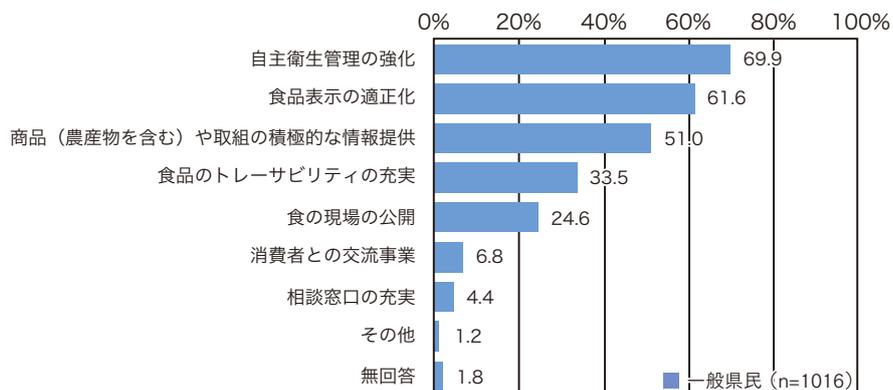


※平成30年度値が高い順に表示
※項目によって平成26年度と表現が若干異なる

(図8) 県に対して特に重点的な取組を望む施策（一般県民：3つまで選択）

(5) 事業者が食の安全に関する信頼を高めるために取り組むべきこと（一般県民）

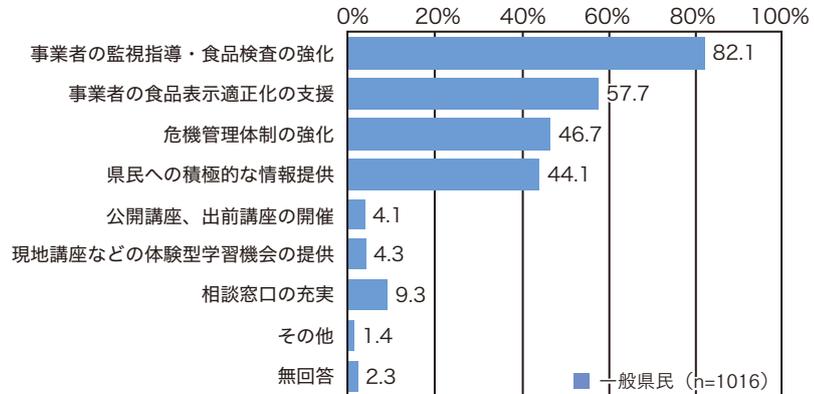
事業者が食の安全に関する信頼を高めるために取り組むべきことは、「自主衛生管理の強化」として人の割合が69.9%で最も高く、次いで「食品表示の適正化」が61.6%、「商品（農産物を含む）や取組の積極的な情報提供」が51.0%となっています。



(図9) 事業者が食の安全に関する信頼を高めるために取り組むべきこと（一般県民：3つまで選択）

(6) 行政が食の安全に関する信頼を高めるために取り組むべきこと(一般県民)

行政が食の安全に関する信頼を高めるために取り組むべきことは、「事業者の監視指導・食品検査の強化」が82.1%で最も高く、次いで「事業者の食品表示適正化の支援」が57.7%、「危機管理体制の強化」が46.7%、「県民への積極的な情報提供」が44.1%となっています。

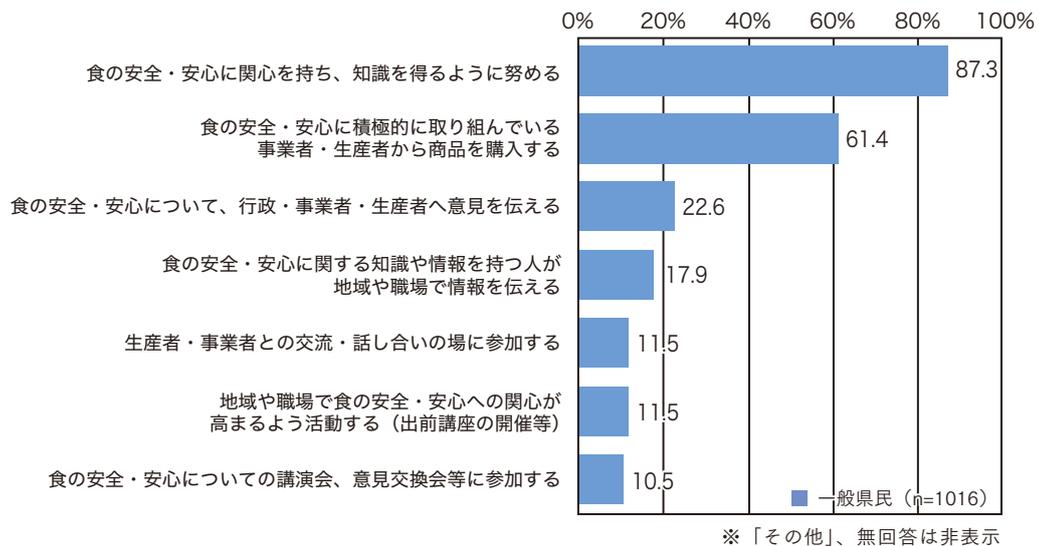


(図10) 行政が食の安全に関する信頼を高めるために取り組むべきこと(一般県民：3つまで選択)

(7) 消費者が食の安全性に関する知識と理解を深めるためにすべきこと(一般県民)

消費者が食の安全性に関する知識と理解を深めるためにすべきことは、「食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める」が87.3%で最も多く、次いで「食の安全・安心に積極的に取り組んでいる事業者・生産者から商品を購入する」が61.4%となっています。

一方で、「生産者・事業者との交流・話し合いの場に参加する」、「地域や職場で食の安全・安心への関心が高まるよう活動する」、「食の安全・安心についての講演会、意見交換会に参加する」などの積極的なアプローチに関する項目は低くなっています。



(図11) 食の安全に関する知識や理解を深めるために消費者がすべきこと(一般県民：3つまで選択)

3 前計画の取組状況

前計画では、3つのテーマを掲げ、7つの基本柱、16の基本施策を設定し、事業に取り組みました。

(1) 主な取組内容

●テーマⅠ：「食品の安全確保」

生産から消費に至るすべての段階において、科学的知見に基づく安全対策に取り組み、食の安全施策を推進しました。

生産者・事業者への指導や監視のほか、農薬や放射性物質等の食品の安全検査を実施し、食物アレルギーや食品表示制度等について周知を図りました。

●テーマⅡ：「自主的な取組の推進」

生産者、事業者、消費者それぞれが行う食の安全確保のための取組の支援を行いました。

生産者が取り組む生産工程の管理手法の導入を支援したほか、農薬や動物用医薬品等の適正使用を推進しました。

事業者にはHACCPの普及啓発を図ったほか、適正な食品表示を行うための手引きの改訂や講習会を開催し、制度の周知に努め、事業者の取組を支援しました。

一方、消費者に対して、出前なんでも講座での講師派遣やホームページ等での積極的な情報提供を行いました。

●テーマⅢ：「安心の提供」

食の安全に関する情報発信と関係者の相互理解を推進し、県民の食に対する安心を提供しました。

群馬県食品安全県民会議、講演会の開催等のリスクコミュニケーション事業のほか、「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」との協働事業などを実施しました。

また、情報紙の発行などを通じて相互の理解を深める機会の提供や知識が得られる環境づくりを推進しました。

(2) 各基本施策の進捗状況

平成30年度事業実績について、基本計画評価指針に基づき、数値目標による達成状況及び事業の実績評価をふまえ、各基本施策を総合的に評価した結果、表3のとおり評価を実施した14施策中6施策(42.9%)が「順調」、8施策(57.1%)が「概ね順調」であり、計画全体としては、概ね順調に進捗したと考えています。

なお、重点施策である「輸入食品安全対策の推進」、「食物アレルギー対策の推進」、「適正な食品表示の確保」は平成28～30年度のすべてで「順調」であり、「製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進」、「食品表示の適正化の推進」は「概ね順調」という結果となっています。

(表3) 基本施策の評価結果(平成28~30年度)

●は重点施策

施策展開体系	年度	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れ	評価困難	
テーマⅠ 食品の安全確保							
基本柱1 食品安全対策の推進							
(1) 生産者への衛生管理指導の実施	H28		○				
	H29		○				
	H30		○				
(2) 事業者への監視指導の実施	H28		○				
	H29		○				
	H30		○				
(3) 食品安全検査の充実	H28		○				
	H29		○				
	H30		○				
●(4) 輸入食品安全対策の推進	H28	○					
	H29	○					
	H30	○					
●(5) 食物アレルギー対策の推進	H28	○					
	H29	○					
	H30	○					
基本柱2 食品表示対策の推進							
●(1) 適正な食品表示の確保	H28	○					
	H29	○					
	H30	○					
テーマⅡ 自主的な取組の推進							
基本柱1 生産者への支援							
(1) 農林水産物の安全確保の推進	H28		○				
	H29		○				
	H30		○				
(2) 生産段階における自主衛生管理の推進	H28		○				
	H29		○				
	H30	○					
(3) 農薬の適正使用の推進	H28		○				
	H29		○				
	H30		○				
基本柱2 事業者への支援							
●(1) 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進	H28		○				
	H29		○				
	H30		○				
●(2) 食品表示の適正化の推進	H28		○				
	H29		○				
	H30		○				
基本柱3 消費者への支援							
(1) 消費者の正しい知識習得への支援	H28		○				
	H29		○				
	H30		○				
テーマⅢ 安心の提供							
基本柱1 リスクコミュニケーションの推進							
(1) 食の安全に関する情報発信の充実	H28		○				
	H29	○					
	H30	○					
(2) 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の促進	H28	○					
	H29	○					
	H30	○					
合 計		H28	28.6%	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%
		H29	35.7%	64.3%	0.0%	0.0%	0.0%
		H30	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%

(3) 数値目標の達成状況と成果目標の進捗状況

数値目標については、計画全体の成果を評価するための成果目標6項目、数値目標25項目を設定しました。

成果目標については、平成30年度時点で、表4のとおり目標達成が4項目、未達成が2項目という結果でした。

未達成となった2項目は、いずれも平成30年度に実施した県民意識調査の結果で、テーマⅡの「『食中毒予防』に関する基礎的な知識を持っている県民の割合」は59.6%、テーマⅢの「『リスクコミュニケーション』の認知度」については、6.9%となりました。

引き続き「食中毒予防」対策の周知、「リスクコミュニケーション」認知度の向上のための施策の推進が必要です。

なお、新計画では、リスクコミュニケーション事業の成果を判断する数値として、より適切な指標と考えられる「リスクコミュニケーション事業参加者の理解度」を設定します。

また、平成28年度から平成30年度までの数値目標の実績については、表5のとおりです。

(表4) 成果目標の進捗状況

成 果 目 標		H26年度 (基準)	H30年度 (実績)	H31年度 目標値
テーマⅠ	食品安全検査における食品の規格基準適合率	99.9%	99.9%	99.9%以上
	人口10万人あたりの食中毒患者数(過去10年間の平均値)	22.9人	17.7人	20人以下
テーマⅡ	生産者・事業者の取組を「信頼できる」と回答した県民の割合	58.7%	64.9%	60%以上
	「食中毒予防」に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	62.3%	59.6%	70%以上
テーマⅢ	食品の安全性に不安を感じている県民の割合	48.9%	34.2%	40%以下
	「リスクコミュニケーション」の認知度	11.4%	6.9%	20%以上

※下線は目標未達成項目

(表5) 数値目標達成状況の評価一覧

達成状況：「A」達成率95%以上、「B」達成率75%以上95%未満、「C」達成率50%以上75%未満

指標名	単位	基準値 (H26年度 実績)	年度	(上段) 年次目標値	年次目標 値に対する 達成率	達成 状況	最 終 目 標 値 (H31年度)	最終目標 に対する 進 捗 率
				(下段) 年度実績				
①農産物直売所巡回調査数	か所	25	28年度	25 20	80.0%	B	25	80.0%
			29年度	25 17	68.0%	C	25	68.0%
			30年度	25 19	76.0%	B	25	76.0%
②農薬販売者に対する立入検査実施数	か所	180	28年度	180 180	100.0%	A	180	100.0%
			29年度	180 180	100.0%	A	180	100.0%
			30年度	180 180	100.0%	A	180	100.0%
③大規模食品取扱施設等に対する監視指導件数	件	1,049	28年度	1,100 879	79.9%	B	1,100	79.9%
			29年度	1,100 835	75.9%	B	1,100	75.9%
			30年度	1,100 767	69.7%	C	1,100	69.7%
④無承認無許可医薬品試買検査検体数	検体	40	28年度	40 40	100.0%	A	40	100.0%
			29年度	40 50	125.0%	A	40	125.0%
			30年度	40 53	132.5%	A	40	132.5%
⑤農薬適正使用条例に基づく農産物等安全検査検体数	検体	97	28年度	100 97	97.0%	A	100	97.0%
			29年度	100 89	89.0%	B	100	89.0%
			30年度	100 100	100.0%	A	100	100.0%
⑥食品安全検査センターにおける食品安全検査検体数	検体	1,481	28年度	1,500 1,522	101.5%	A	1,500	101.5%
			29年度	1,500 1,507	100.5%	A	1,500	100.5%
			30年度	1,500 1,525	101.7%	A	1,500	101.7%
⑦輸入食品検査検体数	検体	190	28年度	250 287	114.8%	A	250	114.8%
			29年度	250 275	110.0%	A	250	110.0%
			30年度	250 293	117.2%	A	250	117.2%
⑧輸入食品に関する理解促進事業開催数	回	3	28年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
			29年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
			30年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
⑨アレルギー物質検査検体数	検体	44	28年度	80 80	100.0%	A	80	100.0%
			29年度	80 80	100.0%	A	80	100.0%
			30年度	80 80	100.0%	A	80	100.0%
⑩食物アレルギーに関する理解促進事業開催数	回	-	28年度	3 4	133.3%	A	3	133.3%
			29年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
			30年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
⑪中小小売店舗表示調査実施施設数	施設	30	28年度	30 30	100.0%	A	30	100.0%
			29年度	30 30	100.0%	A	30	100.0%
			30年度	30 30	100.0%	A	30	100.0%
⑫消費者を対象とした食品表示セミナー開催数	回	-	28年度	3 5	166.7%	A	3	166.7%
			29年度	3 5	166.7%	A	3	166.7%
			30年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
⑬残留農薬の出荷前自主検査検体数	検体	400	28年度	400 400	100.0%	A	400	100.0%
			29年度	400 400	100.0%	A	400	100.0%
			30年度	400 400	100.0%	A	400	100.0%

指標名	単位	基準値 (H26年度 実績)	年度	(上段) 年次目標値	年次目標 値に対する 達成率	達成 状況	最 終 目 標 値 (H31年度)	最終目標 に対する 進 捗 率
				(下段) 年度実績				
⑭ GAP の取組産地数	産地	67	28年度	79 78	98.7%	A	97	36.7%
			29年度	85 92	108.2%	A	97	83.3%
			30年度	91 106	116.5%	A	97	130.0%
⑮ 農薬適正使用推進員認定者数 (累計)	人	1,270	28年度	1,358 1,397	102.9%	A	1,490	57.7%
			29年度	1,402 1,463	104.4%	A	1,490	87.7%
			30年度	1,446 1,509	104.4%	A	1,490	108.6%
⑯ 農薬管理指導士認定者数 (累計)	人	3,416	28年度	3,570 3,609	101.1%	A	3,801	50.1%
			29年度	3,647 3,674	100.7%	A	3,801	67.0%
			30年度	3,724 3,714	99.7%	A	3,801	77.4%
⑰ 群馬県食品自主衛生管理認証制度施設数	施設	30	28年度	38 32	84.2%	B	50	10.0%
			29年度	42 37	88.1%	B	50	35.0%
			30年度	46 39	84.8%	B	50	45.0%
⑱ HACCP 導入支援のための講習会開催数	回	-	28年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
			29年度	3 4	133.3%	A	3	133.3%
			30年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
⑲ 食品の適正表示推進者育成講習会受講者数 (累計)	人	2,728	28年度	2,900 3,086	106.4%	A	3,200	75.8%
			29年度	3,000 3,350	111.7%	A	3,200	131.8%
			30年度	3,100 3,626	117.0%	A	3,200	190.3%
⑳ 出前なんでも講座の実施回数	回	15	28年度	15 8	53.3%	C	15	53.3%
			29年度	15 18	120.0%	A	15	120.0%
			30年度	15 16	106.7%	A	15	106.7%
㉑ 食育推進リーダースキルアップ研修開催数	回	-	28年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
			29年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
			30年度	3 3	100.0%	A	3	100.0%
㉒ 「ぐんま食の安全・安心インフォメーション」 (HP) 年間閲覧数	万件	14 ^{※1}	28年度	57 43.47	76.3%	B	60	-230.6%
			29年度	14 14.60	104.3%	A	15 ^{※2}	60.0%
			30年度	14.5 15.23	105.0%	A	15	123.0%
㉓ 「ぐんま食の安全情報」 年間発行部数	万部	8.1	28年度	10 10.2	102.0%	A	10	102.0%
			29年度	10 12.9	129.0%	A	10	129.0%
			30年度	10 13.0	130.0%	A	10	130.0%
㉔ リスクコミュニケーション事業年間参加人数	人	1,963	28年度	2,000 3,591	179.6%	A	2,000	179.6%
			29年度	2,000 4,937	246.9%	A	2,000	246.9%
			30年度	2,000 2,784	139.2%	A	2,000	139.2%
㉕ 「食の現場公開事業」 登録事業者数	事業者	65	28年度	67 69	103.0%	A	70	103.0%
			29年度	70 71	101.4%	A	70	101.4%
			30年度	70 72	102.9%	A	70	102.9%

※1 平成29年2月より、県ホームページアクセス件数の集計ソフトが変更されたことにより、基準値を平成29年度の実績である14万件に変更した。

※2 平成29年2月より、県ホームページアクセス件数の集計ソフトが変更されたことにより、最終目標値(平成31年度)を15万件に変更した。

新計画の目指すべき姿（目標）と施策展開

1 新計画の目指すべき姿（目標）

食品の安全等に関する県民意識調査で、食品の安全性に不安を感じている県民の割合は、少しずつ減少していることがわかりました。しかし、未だにおよそ3分の1の人（34.2%）が不安を感じていることから、安全な食品を安心して消費できる環境を作るために、引き続き、食品の「安全確保」や県民への「安心の提供」などに取り組む必要があります。

新計画では、これまでの取組の成果、社会情勢の変化、食品安全行政の課題をふまえ、群馬県食品安全基本条例の基本理念に基づき、食品に関わるすべての関係者（行政、事業者、消費者）がそれぞれの役割を認識し、相互理解を深め、連携・協力して食の安全・安心に取り組むとともに、前計画の基本理念である「みんなで支える食の安全・安心」を継承し、これまで以上に『県民の誰もが安心できる食生活の実現』を目指します。

このため、その目標に向けて「食品の安全・信頼の確保」、「自主的な取組の推進」、「安心の提供」、「危機管理対応の充実」をテーマに、施策を展開していきます。

計画の基本理念：みんなで支える食の安全・安心

計 画 の 目 標：県民の誰もが安心できる食生活の実現

2 施策展開の方向

新計画においては4つのテーマに基づき、食品の安全確保を図るとともに、正しい情報の発信や関係者間の相互理解を推進することで、県民の食に対する不安の解消と、行政や事業者の取組に対する信頼の向上により、安心の提供に取り組めます。

●テーマI「食品の安全・信頼の確保」

生産から消費までの段階において、食品検査等の科学的知見に基づく安全対策及び食品の適正表示対策に取り組み、食品営業者等への監視指導の充実・強化により食品の安全・信頼を確保します。

●テーマII「自主的な取組の推進」

消費者、生産者、食品営業者等それぞれが自主的に行う食品の安全確保のための取組や人材の育成を支援します。

●テーマⅢ「安心の提供」

食品の安全に関する正しい情報発信やリスクコミュニケーションによる関係者間の相互理解の推進により、食に対する不安を解消し、安心の提供に取り組みます。

●テーマⅣ「危機管理対応の充実」

食に関する危機発生時に、関係機関と連携し、迅速に対応できるよう平時から連携体制を整備することにより、速やかな対応を図ります。

3 施策の体系と重点施策

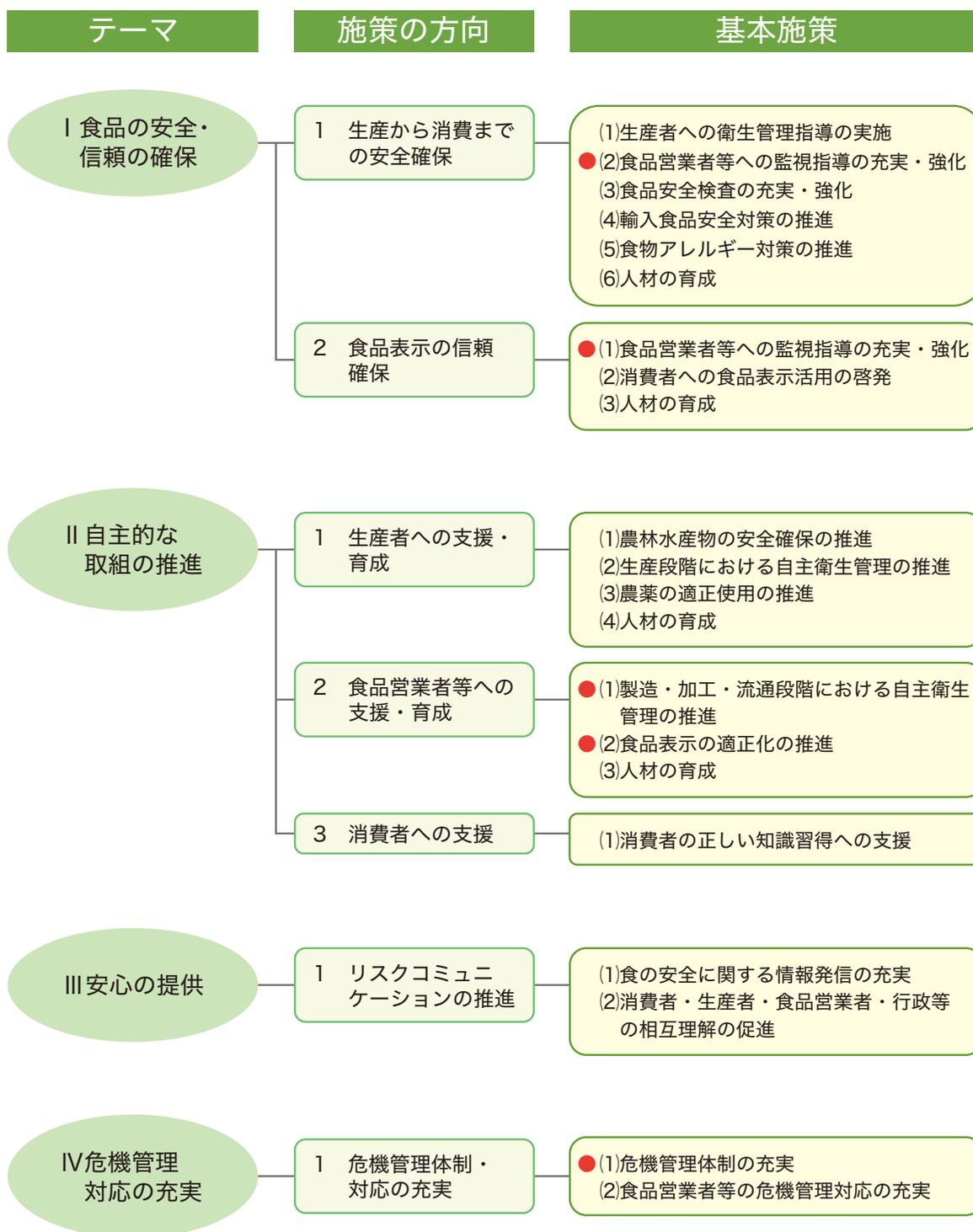
4つのテーマ、7つの施策の方向を掲げ、21の基本施策を設定し、計画の目標に向けた個別施策を展開していきます。また、法改正、社会情勢の変化及び県民意識等に対応して次の5つの施策に重点的に取り組みます。

重点施策

- ①食品の安全確保のための食品業者等への監視指導の充実・強化
- ②食品表示の信頼確保のための食品業者等への監視指導の充実・強化
- ③食品業者等に対する製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進
- ④食品業者等の食品表示の適正化の推進
- ⑤危機管理対応に係る体制の充実

計画の目標：「県民の誰もが安心できる食生活の実現」

●は重点施策



(図1) 新計画の施策構成と重点施策

4 数値目標

新計画の進捗状況を把握するため、29項目の数値目標（テーマごとの成果目標6項目、基本施策ごとの数値目標23項目）を設定します。

（表1）数値目標一覧

	指 標	基準値 (2018実績)	目標値 (2024)
テーマⅠ 食品の安全・信頼の確保			
成果目標	①食品安全検査における食品の規格基準等適合率 ②人口10万人あたりの食中毒患者数	99.9% 17.7人 ^{※1}	99.9%以上 16人以下
1 生産から消費までの安全確保			
(1)生産者への衛生管理指導の実施	①講習会等での農薬適正使用指導回数 ②出荷時の生乳検査における総細菌数10万/ml未満の酪農家割合	1,303回 ^{※2} 97.1%	1,300回以上/年 100%
(2)食品営業者等への監視指導の充実・強化	③食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設の監視指導実施率 ④無承認無許可医薬品試買検査検体数	94.2% 50検体	100% 50検体/年
(3)食品安全検査の充実・強化	⑤農産物安全検査結果の適正割合 ⑥食品衛生監視指導計画に基づく食品安全検査の実施率 ⑦食品安全検査センターの検査可能な項目数	100% 100% 514項目	100% 100% 550項目
(4)輸入食品安全対策の推進	⑧収去検査検体数に対する輸入食品検査検体数の割合	17.5% ^{※2}	20%
(5)食物アレルギー対策の推進	⑨アレルギー検査検体数 ⑩食物アレルギーに対する理解度	80検体 78% ^{※3}	80検体/年 80%以上
2 食品表示の信頼確保			
(1)食品営業者等への監視指導の充実・強化	⑪食品の適正表示講習会開催数	5回	7回以上/年
(2)消費者への食品表示活用の啓発	⑫消費者を対象とした食品表示セミナー開催数	3回	3回以上/年
テーマⅡ 自主的な取組の推進			
成果目標	⑬事業者（生産者・食品営業者等）が行っている取組を信頼できると回答した県民の割合 ⑭「食中毒予防の三原則」を知っている県民の割合	64.9% 59.6%	70%以上 70%以上
1 生産者への支援・育成			
(1)農林水産物の安全確保の推進	⑮講習会等での農薬適正使用指導回数【再掲】	1,303回 ^{※2}	1,300回以上/年
(3)農薬の適正使用の推進	⑯農協出荷者の生産履歴記帳率	95.6% ^{※2}	96%以上
(4)人材の育成	⑰農薬適正使用推進員認定者数（累計） ⑱農薬管理指導士認定者数（累計）	1,509人 3,714人	1,809人 4,164人
2 食品営業者等への支援・育成			
(1)製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進	⑲食品衛生推進員委嘱数	131人	131人
(2)食品表示の適正化の推進	⑳食品の適正表示講習会開催数【再掲】	5回	7回以上/年
(3)人材の育成	㉑食品の適正表示推進者育成講習会延べ受講者数（累計）	3,855人 ^{※4}	4,355人
3 消費者への支援			
(1)消費者の正しい知識習得への支援	㉒食の安全に関する情報紙等の発行回数	12回	12回以上/年
テーマⅢ 安心の提供			
成果目標	㉓食品の安全性について不安を感じている県民の割合 ㉔リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	34.2% 79.5%	30%以下 80%以上
1 リスクコミュニケーションの推進			
(1)食の安全に関する情報発信の充実	㉕食の安全に関する情報紙等の発行回数【再掲】	12回	12回以上/年
(2)消費者・生産者・食品営業者・行政等の相互理解の促進	㉖リスクコミュニケーション事業年間参加人数 ㉗食の安全理解促進事業開催数	2,784人 4回	3,000人以上/年 4回/年

注) 目標値の欄において「/年」は年度ごとの目標であり、それ以外は2024年度の到達目標を示す。

基準値欄 ※1：過去10年間の平均値 ※2：過去5年間の平均値 ※3：過去2年間の平均値 ※4：令和元年度までの累計